

【令和4年度 一般廃棄物処理施設(焼却施設)の維持管理状況の情報の公表】

○上田クリーンセンター

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイ）

令和4年12月末現在

一般廃棄物の種類	施設規模	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃性一般廃棄物 (トン)	100トン/日×2炉 (24h)	1号炉	1,046	442	2,351	1,884		1,137	2,195		1,871				10,926
		2号炉	1,301	1,934		991	2,598	1,205	554	2,168	657				11,408
		合計	2,347	2,376	2,351	2,875	2,598	2,342	2,749	2,168	2,528	0	0	0	22,334

※1 ごみクレーンで計測した焼却量。トラックスケールで計測するごみ搬入量とは異なる。

※2 小数点以下を四捨五入。

ロ 測定に関する事項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロ）

測定項目	測定位置	基準※3	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
燃焼室中の 焼却ガス温度(℃)	焼却室 上部	800以上	1号炉	926.2	924.8	919.6	913.3		921.3	928.0		928.4				923.1
			2号炉	925.3	919.1		916.4	914.3	917.0	927.1	935.7	942.3				
集じん器流入燃焼ガ ス温度(℃)	集じん器 入口	200以下	1号炉	180.1	180.1	180.6	180.6		180.6	180.1		180.4				180.4
			2号炉	180.1	180.0		180.1	180.1	180.1	180.7	180.0	180.0				
一酸化炭素濃度 (ppm)	集じん器 出口	100以下	1号炉	7.8	4.0	5.9	6.9		3.5	8.9		8.0				6.4
			2号炉	16.3	15.2		16.5	11.7	13.1	23.2	19.2	17.4				

※1 表示温度は、炉の立上げ、立下げ時を除いた平均温度。

※2 一酸化炭素濃度は、連続測定時の平均値。

※3 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5)

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハ）

冷却設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施
排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施

二 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二）

測定項目	測定位置	基準 ^{※3}	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
ばいじん (g/Nm ³)	集じん器 出口	0.02	1号炉	<0.003		<0.003			<0.003	<0.003		<0.003				#DIV/0!
			2号炉		<0.003		<0.003	<0.003				<0.003				
硫黄酸化物(SO _x) (ppm)	集じん器 出口	100	1号炉	16.0		15.0			13.0	12.0		2.9				11.8
			2号炉		26.0		12.0	14.0				7.7				
窒素酸化物(NO _x) (ppm)	集じん器 出口	150	1号炉	130.0		100.0			110.0	93.0		94.0				105.4
			2号炉		110.0		110.0	120.0			100.0					
塩化水素(HCl) (mg/Nm ³)	集じん器 出口	326	1号炉	104.0		58.0			30.0	37.0		7.0				47.2
			2号炉		82.0		13.0	24.0				28.0				
水銀 (μg/Nm ³)	集じん器 出口	50	1号炉	21.0						2.0						11.5
			2号炉				2.4									
試料採取日				4月7日	5月19日	6月17日	7月26日	8月25日	9月22日	10月13日	11月9日	12月13日				-
結果が得られた日				4月26日	6月1日	6月30日	8月24日	9月9日	10月14日	11月2日	12月6日	1月11日				-

※1 排ガス中の一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀は酸素濃度12%換算値。

※2 測定結果における「<(未満)」は、定量下限値を示す。

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定による届出に記載の数値。

【令和4年度 一般廃棄物処理施設(焼却施設)の維持管理状況の情報の公表】

○丸子クリーンセンター

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイ）

令和4年12月末現在

一般廃棄物の種類	施設規模	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃性一般廃棄物 (トン)	20トン/日×2炉 (16h)	1号炉	216	288	255	265	329	285	256	211	282				2,387
		2号炉	216	280	258	236	283	275	249	204	281				2,280
		合計	432	568	512	500	612	560	505	415	563	0	0	0	4,667

※1 ごみクレーンで計測した焼却量。トラックスケールで計測するごみ搬入量とは異なる。

※2 小数点以下を四捨五入。

ロ 測定に関する事項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロ）

測定項目	測定位置	基準※3	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
燃焼室中の 焼却ガス温度(°C)	焼却室 上部	800以上	1号炉	874.0	858.0	847.0	848.0	838.0	842.0	855.0	860.0	851.0				852.6
			2号炉	845.0	836.0	848.0	842.0	834.0	849.0	842.0	853.0	834.0				842.6
集じん器流入燃焼ガ ス温度(°C)	集じん器 入口	200以下	1号炉	180.0	180.0	180.0	180.0	179.0	180.0	180.0	180.0	180.0				179.9
			2号炉	180.0	180.0	180.0	180.0	180.0	180.0	180.0	180.0	180.0				180.0
一酸化炭素濃度 (ppm)	集じん器 出口	100以下	1号炉	40.0	32.0	36.0	39.0	37.0	33.0	37.0	32.0	35.0				35.7
			2号炉	26.0	26.0	35.0	41.0	39.0	38.0	41.0	37.0	37.0				35.6

※1 表示温度は、炉の立上げ、立下げ時を除いた平均温度。

※2 一酸化炭素濃度は、連続測定時の平均値。

※3 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5)

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハ）

冷却設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施
排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施

二 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二）

測定項目	測定位置	基準 ^{※3}	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
ばいじん (g/Nm ³)	集じん器 出口	0.02	1号炉			0.005										0.0
			2号炉			0.005										
硫黄酸化物(SO _x) (ppm)	集じん器 出口	250	1号炉			13.0										13.0
			2号炉			17.0										
窒素酸化物(NO _x) (ppm)	集じん器 出口	250	1号炉			100.0										100.0
			2号炉			120.0										
塩化水素(HCl) (mg/Nm ³)	集じん器 出口	489	1号炉			10.0										10.0
			2号炉			10.0										
水銀 (μg/Nm ³)	集じん器 出口	50	1号炉			1.2										1.2
			2号炉			1.4										
試料採取日						6月8日										-
結果が得られた日						6月29日										-

※1 排ガス中の一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀は酸素濃度12%換算値。

※2 測定結果における「<(未満)」は、定量下限値を示す。

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定による届出に記載の数値。

【令和4年度 一般廃棄物処理施設(焼却施設)の維持管理状況の情報の公表】

○東部クリーンセンター

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイ）

令和4年12月末現在

一般廃棄物の種類	施設規模	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃性一般廃棄物 (トン)	15トン/日×2炉 (8h)	1号炉	158	152	147	147	170	166	143	161	147				1,390
		2号炉	153	152	167	158	178	186	159	167	133				1,453
		合計	311	303	314	305	348	352	303	328	280	0	0	0	2,843

※1 ごみクレーンで計測した焼却量。トラックスケールで計測するごみ搬入量とは異なる。

※2 小数点以下を四捨五入。

ロ 測定に関する事項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロ）

測定項目	測定位置	基準※3	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
燃焼室中の 焼却ガス温度(°C)	焼却室 上部	800以上	1号炉	862.0	853.0	858.0	846.0	844.0	855.0	885.0	838.0	840.0				853.4
			2号炉	847.0	843.0	843.0	841.0	845.0	851.0	846.0	837.0	835.0				843.1
集じん器流入燃焼ガ ス温度(°C)	集じん器 入口	200以下	1号炉	189.0	190.0	190.0	190.0	190.0	190.0	189.0	190.0	189.0				189.7
			2号炉	187.0	187.0	186.0	186.0	186.0	186.0	187.0	187.0	188.0				186.7
一酸化炭素濃度 (ppm)	集じん器 出口	100以下	1号炉	67.0	65.0	58.0	46.0	52.0	60.0	57.0	63.0	66.0				59.3
			2号炉	62.0	61.0	40.0	35.0	33.0	51.0	51.0	67.0	46.0				49.6

※1 表示温度は、炉の立上げ、立下げ時を除いた平均温度。

※2 一酸化炭素濃度は、連続測定時の平均値。

※3 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5)

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハ）

冷却設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施
排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去した年月日	毎日実施

二 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二）

測定項目	測定位置	基準 ^{※3}	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
ばいじん (g/Nm ³)	集じん器 出口	0.05	1号炉	0.00	/	/	/	/	/	<0.001	/	/				0.0
			2号炉	0.01	/	/	/	/	/	/	<0.001	/	/			
硫黄酸化物(SO _x) (ppm)	集じん器 出口	100	1号炉	31.0	/	/	/	/	/	27.0	/	/				29.0
			2号炉	85.0	/	/	/	/	/	/	41.0	/	/			
窒素酸化物(NO _x) (ppm)	集じん器 出口	200	1号炉	130.0	/	/	/	/	/	130.0	/	/				130.0
			2号炉	110.0	/	/	/	/	/	/	180.0	/	/			
塩化水素(HCl) (mg/Nm ³)	集じん器 出口	489	1号炉	82.0	/	/	/	/	/	69.0	/	/				75.5
			2号炉	150.0	/	/	/	/	/	/	96.0	/	/			
水銀 (μg/Nm ³)	集じん器 出口	50	1号炉	2.8	/	/	/	/	/	0.55	/	/				1.7
			2号炉	1.2	/	/	/	/	/	/	0.61	/	/			
試料採取日				4月27日	/	/	/	/	/	10月12日	/	/				-
結果が得られた日				5月20日	/	/	/	/	/	10月26日	/	/				-

※1 排ガス中の一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀は酸素濃度12%換算値。

※2 測定結果における「<(未満)」は、定量下限値を示す。

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定による届出に記載の数値。